

社会福祉法人つくし会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

2 内 容

目標 1

計画期間に男性職員の育児休業等の取得を推進する

《対策》

令和2年4月～随時

育児休業及び育児短時間勤務の制度について職員に説明し、女性職員だけでなく男性職員も育児休業を取得できることを周知させる。また、雇用保険法に基づく育児休業給付や育児休業中の社会保険料免除などについて説明する。

目標 2

年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間6日以上の取得とする

《対策》

令和2年4月～随時

子供の行事参加やリフレッシュのための年次有給休暇の取得を目指し、計画的に取得しやすい環境を整える。

目標 3

育児休業者が職場に復帰しやすいように環境整備を行う

《対策》

令和2年4月～随時

事業所内で時間外労働の削減を推進し、育児休業中の職員が職場復帰しやすいように情報提供を行う。また、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント規定、パワハラ規定、セクハラ規定の見直しや改正を行い、職場復帰した後も安心して働ける職場環境の整備をおこなう。